

(10) 常勤の理事及び監事に対する報酬の支給の基準に関する規程

〔平成21年7月17日 制定
平成22年4月23日 一部改正〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号の規定による報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支払)

第2条 いかなる報酬等も、この規程に基づかずに役員に対して支払い又は支給してはならない。

2 学会会務に基づいて生じた実費の弁償は、報酬等には含まれない。

(報酬等の範囲)

第3条 学会は、役員に対して報酬等を支給しない。ただし、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対しては報酬及び退職手当を支給する。

(常勤役員に対する報酬の基準)

第4条 常勤役員に対する報酬の月額を、次の各号により算定される額の合計額とする。

(1) 本俸相当額

国家公務員の俸給に準じることとし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）（以下「給与法」という。）第6条第11項の規定による指定職俸給表における3号俸の俸給月額を上限として理事会で決定する。

(2) 地域手当相当額

国家公務員の地域手当算定方法を参考に、前号の額に給与法第11条の3第2項第1号で規定された割合を乗じて得た額とする。ただし、人事院規則9-49（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則9-49）（以下「規則」という。）附則第4条に給与法第11条の3第2項各号の割合に係る経過措置が規定されている場合は、前号の額に規則附則別表2のうち支給地域等が東京都のうち特別区に対応する支給割合を乗じて得た額とする。

(3) 期末特別手当相当額

国家公務員の期末特別手当算定方法を参考に、以下の手順で算定する。

1) 給与法第19条の8第5項に準じ、前2号で算定される額の合計額に、当該合計額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を算定する。

2) 1)で算定された額に給与法第19条の8第2項に規定された6月に支給する場合の割合と12月に支給する場合の割合を加算した割合を乗じて得た額を12で除して得た額を算定する。

3) 2)で算定された額に、理事会で定める100分の100以下の割合を乗じて得た額とする。

(常勤役員に対する退職手当の基準)

第5条 常勤役員に対する退職手当の額は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）に従い、次項に規定する退職手当基本額に0.0から2.0の範囲内で理事会が定める率を乗じて得た額とする。

2 退職手当基本額は、次項に規定する退職手当基礎月額に当該常勤役員の在職月数を乗じて得た額とする。

3 退職手当基礎月額は、退職の日における当該常勤役員の報酬月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

(常勤役員に対する報酬等の支給)

第6条 学会は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち別に定める日に、報酬月額を常勤役員に支給する。

2 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。但し、離職した常勤役員が即日常勤役員になったときは、その日の翌日から報酬を支給する。

3 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

5 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その期間の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年6月15日法律第33号）第6条第1項、第7条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

6 学会は、常勤役員が離職する場合、退職手当を支給する。

7 常勤役員が再任する場合は、各任期毎に退職手当を支給するものとする。

(公表)

第7条 学会は、この規程を、認定法第20条第1項に規定された報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この規程は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成22年4月23日 理事会議決） この変更規程は、「常勤の理事及び監事に対する報酬の支給の基準に関する規程」（平成21年7月17日理事会制定）を改めたもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。